

長与町図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長与町図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、長与町図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌カバー等を広告媒体として活用することにより、地元企業等の社会貢献及び情報発信の媒体として活用するとともに、図書館資料購入等のための財源を確保し、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑誌スポンサー 町長が別に定める広告掲載料を支払い、図書館の提供雑誌のカバー等に広告を表示する事業者をいう。
- (2) 地元企業等 長与町内に事業所（本社、支社、営業所、工場、事務所等をいう。）を有する事業者、その他町長が適当と認める者をいい、個人は対象としない。

(掲載の規格)

第4条 広告は、提供雑誌の最新号カバー及び雑誌架等に掲載するものとし、広告の位置及び規格については町長が別に定める。

(掲載の権限及び制限)

第5条 町長は、掲載する広告の内容が次の各号及び別表に定めるもののいずれかに該当すると認める場合はカバー等に掲載をしない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告、その他これらに類するもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 暴力団等反社会的なものを利するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 消費者被害の未然防止又は拡大防止の観点から適当でないもの
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (7) 青少年の保護又は健全育成の観点から適当でないもの
- (8) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (9) 事業等の広告が目的でなく、単なる売名行為であるもの
- (10) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (11) 提供雑誌の美観・装丁等を害するおそれのあるもの
- (12) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (13) その他掲載する広告として適当でないと町長が認めるもの

2 申込者が広告主でない場合及び町の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適当であると認められる場合は、当該広告は掲載しない。

(掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として1年間（4月1日～翌3月31日）とする。た

だし、年度の途中からの場合は、掲載の決定があった日の属する月の翌月から当該年度の3月31日までとする。

2 掲載期間満了の3ヶ月前までに町長又は雑誌スポンサーのいずれかから解約及び他誌への切り替えの意思表示がない場合は、掲載は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

3 雑誌スポンサーからの年度途中での掲載の取りやめは認めない。

(雑誌スポンサーの募集)

第7条 雑誌スポンサーとなることを希望する者(以下「スポンサー希望者」という。)の募集は、地元企業等のうちから行うものとし、応募者の数が広告枠の数に満たないときは、当該事業者の数を超える部分の広告枠について、地元企業等以外の事業者、その他町長が適当と認める者を含めて募集を行う。

2 前項の規定による募集方法等について必要な事項は、町長が別に定める。

(広告掲載の申込み等)

第8条 スポンサー希望者は、長与町図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)により次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

(1) 広告の原稿又はその形状及び内容を明らかにする書類

(2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類

(3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(広告内容の審査及び雑誌スポンサーの決定等)

第9条 町長は、前条の申込があつたときは、第5条の規定に基づき、当該申込に係る広告の内容について、具体的に内容を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。この場合において、審査の段階で修正又は削除等が必要と判断したときは、スポンサー希望者に修正又は削除等を依頼することができる。

2 前項の規定により広告の掲載を可とする決定を受けたスポンサー希望者が複数あるときは、町長が別に定める方法により雑誌スポンサーを決定する。

3 町長は、雑誌スポンサーを決定したときは、長与町図書館雑誌スポンサー決定通知書(様式第2号)により、その旨を当該申込者に通知するものとする。

4 前項の規定により掲載が決定された雑誌スポンサーは、通知を受け取った後、指定する期日までに、町長に対し承諾書(様式第3号)を提出しなければならない。

(原稿内容の承認)

第10条 雑誌スポンサーは、広告の内容について、前条の規定により、その指定する期日までに原稿を提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により雑誌スポンサーから提出された原稿について、カバー等に掲載することが適当でないとき認めるときは、雑誌スポンサーに対して広告の内容等の変更を求めることができる。

3 雑誌スポンサーは、前項の規定により広告の内容等の変更を求められたときは、これに従わなければならない。

(支払い方法)

第11条 雑誌スポンサーは、町長が指定する期日までに、広告掲載料を支払わなけれ

ばならない。

- 2 支払い後は、提供雑誌の休刊又は廃刊及び広告掲載の取消しに伴う広告掲載料の返金は行わない。

(提供雑誌の休刊又は廃刊)

- 第12条 提供雑誌が休刊又は廃刊した場合、雑誌スポンサーは、町長と協議の上、当該年度については別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

(広告掲載の責務)

- 第13条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 雑誌スポンサーは、広告の掲載までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じなければならない。
- 3 雑誌スポンサーは、広告について第三者から被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決しなければならない。
- 4 雑誌スポンサーは、広告に起因して町に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 5 雑誌スポンサーは、広告に係る一切の権利について、第三者への譲渡、転貸、担保差入その他の行為をその形態の如何を問わず行ってはならない。

(広告掲載の取消し)

- 第14条 町長は、雑誌スポンサーが前条までの規定のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告掲載の決定後又は広告掲載期間中であっても、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告の掲載を取消し、又は中止することができる。

- (1) 雑誌スポンサーが町の信用を失墜し、町及び図書館の業務を妨害し、又は業務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 雑誌スポンサーの申込みに当たって、虚偽の内容があったとき。
- (4) 雑誌スポンサーの倒産・破産等により、広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (5) 雑誌スポンサーが書面により、広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) 第10条第1項の規定により町長が指定した期日までに、広告原稿が提出されないとき。
- (7) 第10条第2項の規定による町長の広告の内容等の変更の求めに、雑誌スポンサーが従わないとき、又は、広告の内容が改善される見込みがないとき。
- (8) 前項に掲げるもののほか、町長が広告の掲載を適当でないと認めるとき。

- 2 前項の理由により広告掲載の取消し又は中止をした場合は、長与町図書館雑誌スポンサー決定取消通知書(様式第4号)により広告主に通知するものとする。

- 3 第1項の規定により広告の掲載の決定が取り消された場合において、雑誌スポンサーに損害が生じても、町長は一切その責めを負わないものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

<p>(1) 青少年保護、取引の安全の観点から、適切でない以下の業種、事業者の広告</p> <ul style="list-style-type: none">ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業、風俗関連営業及び長崎県少年保護育成条例で規制される営業行為を行う事業者イ) 風俗営業に類似の業種ウ) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業（消費者金融）エ) 商品先物取引オ) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設カ) 民事再生法及び会社更生法による更生・更生手続き中の事業者キ) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
<p>(2) 社会的な観点から適切でない以下の広告</p> <ul style="list-style-type: none">ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員が、その活動のために利用するなど、公序良俗に反する広告イ) 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく、性的感情を刺激する表現がある広告ウ) 県知事又は町の許認可を受けていない、届け出をしていないなど、各種手続きを行っていない社会福祉施設等の広告エ) 文部科学省・県の認可を受けていない学校、専修学校及び各種学校の広告（ただし、国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体を除く。）
<p>(3) 消費者保護の観点から適切でない以下の広告</p> <ul style="list-style-type: none">ア) マルチ商法、催眠商法等、悪質商法とみなされるものの広告イ) 将来の利益を誇示又は元本保証と認識させるような投資信託等の経済行為に関する広告ウ) エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形など、医療法等上の診療科目以外の施術、役務サービス業の広告エ) 投機、射幸心をあおるもの又は内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるものオ) 過去1年間に公的機関、行政機関から、悪質な行為などにより指名停止、許可取消などの行政指導を受け、その後当該行政指導内容について改善を見ない企業の広告